

意見公募手続の実施結果

1. 意見公募を求めた条例等の題名

四万十町人権尊重のまちづくり条例案

2. 意見提出期間

令和4年1月11日 から 令和4年2月1日 まで

3. 提出意見の数

8名、24件

4. 提出意見の概要と意見に対する町の考え方

次ページ以降に記載しています。

【提出意見の概要と意見に対する町の考え方】

No.	意見の概要	町の考え方
1	<p>第2条（定義）について、関係行政機関ではなく「関係機関」として「人権の啓発並びに教育及び相談等に関わる活動を行う団体」を入れた場合、特定運動団体に利用される心配がある。行政機関は民間運動団体に対して行政の主体性を確立することが必要で、介入・圧力等断固排除すべきだが、むしろ行政自らが呼び込むことになる危険があるのではないのでしょうか。</p>	<p>本条例では、「事業者」という表現ではなく「団体」として幅広く定義しています。事業者とすると会社や事業所などに限定的に捉えられる心配もあり、例えば、婦人会や老人クラブ、PTAなどの各種団体も当事者として主体的に参画する意識を持っていただけるような表現としたものです。</p>
2	<p>第6条（団体の役割）について、他自治体では「事業者」としているところもあるが、本条例案では「団体」として幅広く規定し、町内に支部を置く特定運動団体も入る余地があるものとなっている。特定団体に道を開き、部落差別解消推進法の具現化という運動目的に利用される心配がある。町で様々な活動を行う団体は、「町が実施する人権施策に協力する」とあるが、本条例により「町人権施策に協力する」特定運動団体の運動と町人権行政による町民への二重の圧力が生じることとなり、自由に意見交換できない、特定運動団体による確認・糾弾の嵐へと逆行しかねないものとなる。</p>	<p>個人や団体からの不当な介入・圧力等については、それ自体が人権問題ととらえ、町は毅然として主体性を持って取り組む必要があります。また、人権の啓発、教育、相談等にかかわる各機関の中立性を確保するとともに自主性を尊重し、町と対等な立場で協力を求めるものです。</p> <p>なお、個別、具体的な取り組みについては、基本計画で定めることとしており、基本計画において不当な介入や圧力につながらないように措置することも重要です。</p>
3	<p>第7条（推進体制の充実）の「町は、人権尊重のまちづくりを効果的に推進するため、関係機関との連携を進める」について、その機関には、人権の啓発並びに教育及び相談等に関わる活動を行う団体も含まれる。本条例が町内に支部を置く特定運動団体に道を開き、利用される心配がある。行政機関は、民間運動団体に対して行政の主体性を確立することが必要で、介入・圧力等を断固排除すべきだが、むしろ本条例により、行政自らが特定運動団体を呼び込むことになる危険性がある。</p>	
4	<p>第8条（教育及び啓発の充実）について、連携機関には「人権の啓発並びに教育及び相談等に関わる活動を行う団体」も含まれている。</p> <p>町内に支部を置く特定運動団体に道を開き、特定運動団体の教育介入に利用される心配がある。特定運動団体の介入を許さず、教育の主体性、中立性を確保することが公教育の役割である。本条例のままだと、結果としては特定運動団体と連携する人権啓発となり、町行政への介入を許すことになる。特定運動団体の価値観に沿った町人権啓発の内容となり、町民にそれが押し付けられ、更には町行政が歪められる心配がある。特定運動団体に対して、町行政の主体性の確立が重要である。</p>	

No.	意見の概要	町の考え方
5	<p>第3条（基本理念）について、人権と福祉、共生・多様なまちづくりには、町の施策のあり方や人権問題について自由な意見交換ができる環境づくりが不可欠である。「人権」という名のもとに町民の発言や行動が押さえられることがあってはならない。町民の権利が平等に保障されかつ自由にものが言え個人の尊厳が守られ平和に暮らすことができる地域社会、すなわち憲法が保障する内心の自由、言論の自由、表現の自由を土台にしたまちづくりこそが地域社会における一部の人の無理解やわだかまりを解消し、一人ひとりの町民の人権保障を確実に向上させていくことができると思われる。</p> <p>以上のことから、第3条に新たに、国の同和行政終結に向けて出された「1987. 3 総務庁地域改善対策啓発推進指針」のいう「自由な意見交換ができる環境づくり」を参考に、「人権尊重のまちづくりのため、自由な意見交換ができる環境づくりを行います。」を付け加えていただけたら幸いです。</p>	<p>ご意見の趣旨である「自由な意見交換ができる環境づくり」については、町の最高規範である「まちづくり基本条例」にも同様の趣旨の規定があるため、本条例に規定しなくてもその趣旨は尊重されるべきものと考えます。</p>
6	<p>第4条（町の責務）の「町は町民の人権尊重の意識を高め、人権施策を推進する」について、町行政の果たす役割は、町民一人ひとりの心の自由を含む人権や社会権等の諸権利を保障し、その条件を整備することにある。</p> <p>町行政が「町民の意識（心の持ち方）を問題としてそこに踏み込むことは、憲法が保障する内心の自由を蹂躪（じゅうりん）するのではないのでしょうか。また、「町は町民の人権尊重の意識を高め」とあるが、上から目線のように、町民、町長等は対等な立場であると規定した「まちづくり条例」とはちょっと違うのではないと思われる。</p>	<p>ご意見のとおり、主体は町民であり、町民と町長等は対等な立場で町行政に取り組むものです。</p> <p>第4条は町の責務の規定ですので、町側視点での表現となっておりますが、憲法で「思想及び良心の自由」が保障されており、個々の考え方まで強制できるものではありませんので、「協力するよう努めます」という表現で個人の自主性を尊重しながら町と対等な立場での協力を求めるものです。</p>
7	<p>第5条（町民の役割）について、あくまでも主体は町民である。「町民は町が実施する施策に協力する」とあるが、これでは町民は町の施策に協力する客体扱いになっている。町の最高規範「まちづくり基本条例」では、町民が「主体」であり、かつ「町民・議会及び町長等は対等である」としている。であるならば、町民が主体であり、行政施策に協力する客体ではないのである。</p>	
8	<p>第5条（町民の役割）・第6条（団体の役割）について、取り組みの主体は町、町民や団体が協力する項目はある様ですが、町民や団体が主体となり町が協力する形の取り組みも、人々の意識が変わるにはそれと同じかそれよりももっと重要なのではないかと思います。</p>	<p>ご意見のとおり、町民や団体が主体となり人権意識の高揚を図っていただくことが理想です。しかし、憲法で「思想及び良心の自由」が保障されており、個々の考え方まで強制できるものではありませんので、「協力するよう努めます」という表現で個人の自主性を尊重するものとしています。</p>

No.	意見の概要	町の考え方
9	<p>第10条（審議会）について、第3項で「審議会の組織及び運営について必要な事項は、別に規則で定めます。」とあります。委員選出については規則への委任となり、町長の意に沿った町民のみが委員として選出されるのではないかと危惧します。審議会については、「人権尊重のまちづくり推進」や「人権」という重要な問題を審議していくことになるので、審議会設置条例を制定し、専門家を含めた委員選出の規定を明確に条例で制定すべきではないでしょうか。</p>	<p>この審議会については、条例制定後に行うこととなる、人権尊重に関する具体的な施策を定める基本計画の策定や、その推進等に関し、町長に対して意見をいただく機関です。</p> <p>審議会委員は、人権に関する識見のある方が望ましく、例えば、人権擁護委員、学校教育・社会教育の関係者、人権教育・啓発にかかわる団体等の代表者、民生委員児童委員、また、大学教授や公募委員などが考えられます。公正な審議を行っていただくためには、委員構成のバランスが重要ですので、委員選任の際には、慎重に検討してまいります。</p>
10	<p>第10条（審議会）で、「審議会の組織及び運営について必要な事項は別に規則で定めます」とありますが、どうして別規則で定めるのですか。私は、四万十町人権尊重のまちづくり条例の中に含めて記載した方が良いのではなかろうかと思えます。前文では四万十町のすばらしく美しい姿が紹介されております。これに恥じない人権の守られた四万十町にならないといけないと思えます。いつ終息するとも知れないコロナ禍の中で、人の心は錆びれ、傷つけられ、毎日のように殺人、自殺、放火等、人びとの尊い命が奪われる事件が続出しております。また、差別や深刻な虐待事件等も後を絶ちません。今こそ、人権について深く学ぶ時ではないでしょうか。</p>	<p>また、地方自治法により地方公共団体は、条例で定めるところにより附属機関を設置できるとされているため、審議会の設置については条例で規定し、審議会の組織及び運営に関する事項については規則で規定しようとしたものです。しかし、ご意見を踏まえ、条例と規則への規定方法については再検討いたします。</p>
11	<p>第11条（委任）について、「この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定めます。」とありますが、人権という以上、町民一人一人に係る問題であり、規則に委ねるのであれば、条例と同じように公表されるべきではないですか。</p>	<p>今回の条例に関する規則は、条例制定後に公布する予定です。その内容については、審議会の組織及び運営に関する規定を予定しており、審議会委員の総数及びその構成、委員の任期、会長及び副会長、会議の招集及び採決方法など、他の一般的な審議会と同様の内容が定められます。</p> <p>また、町の条例及び規則は全て公表していますので、今回の規則についても公表いたします。</p>
12	<p>行政の人権啓発施策を求める。日本国憲法前文と第3章「国民の権利及び義務」の規定を広く町民に普及することによって、町民の人権意識を高めることができると考える。人権条例制定ではなく、庁舎や公共施設に憲法前文や人権条項を掲示して普及するとともに、「四万十町人権憲章」または「四万十町人権宣言」を採択し、広報することで人権啓発を行うことを提案する。また、日本国憲法施行当時（昭和22年5月）全国民に配布された憲法普及会議編『新しい憲法・明るい生活』のような啓発資料を全戸に配布することを望む。</p>	<p>人権尊重施策の具体的な取り組みについては、条例制定後の基本計画の策定時において検討いたします。</p>

No.	意見の概要	町の考え方
13	<p>人権条例は現在、四万十町において必要性はないと思う。</p> <p>本来、旧窪川町において、同和行政の終結宣言がなされており、また町内にそのような急を要する事案が生じていない。条例を制定するにあたり、四万十町に居を持つ人はもちろん、町外の人たちにもわかりやすく意義のある、誰にも必要とされる条例でなくてはならない。なぜ今人権条例が必要なのか？その必要性の具体的な説明がもっと必要ではないか。</p>	<p>本町では、町村合併当初から現在まで、総合振興計画の施策目標として「人権尊重社会の実現」を掲げ、人権教育の推進や啓発活動に努めてまいりました。</p> <p>この結果、本町における人権に関する教育・啓発は、学校や地域社会、関係機関や団体等との連携により進められ、人権課題の解決に向けた取り組みは一定の成果を得ていますが、女性や子ども、高齢者や障害のある方への人権侵害など、いまだに様々な課題が残されています。</p>
14	<p>人権尊重のまちづくり条例の必要性について、本町には、『四万十町まちづくり基本条例』というりっぱな条例があります。この条例に加えて『人権尊重のまちづくり条例』制定の必要性があるのでしょうか。まちづくり基本条例第18条には、総合振興計画について規定があります。そこで、総合振興計画の柱に「人権と福祉、共生、多様性が尊重されるまちづくり」を位置づけ、その具体化を進めていく方が良いのではないのでしょうか。また、『まちづくり基本条例』第4条の基本理念を実現するために、条例改正により新たに「まちづくり審議会」を設置してはどうでしょう。『まちづくり基本条例』に、人権条項を加える条例改正もありではないかと思えます。</p>	<p>また、近年の社会情勢の変化から、全国的にも性的少数者等への配慮や、各種のハラスメント、インターネット上での悪質な書き込みなど、人権課題が顕著化しており、人権を取り巻く環境が、複雑化かつ多様化しています。</p> <p>平成27年の国連サミットで採択された持続可能な開発目標SDGsでは、掲げられた17のゴールの多くに人権分野が関連しています。SDGsの理念「だれ一人取り残さない」、その根底には人権尊重の考え方があり、世界的にも様々な取り組みが進められています。</p>
15	<p>なぜ「人権尊重」の町条例の制定が必要なのか、納得いく説明を求める。多くの町民は、学校教育や職場、地域の学習や人権擁護運動に参加したり見聞したりする中で、人権尊重の重要性を理解してきており、「今さら人権条例が必要なのか」という疑問を呈している。条例として制定する以上、町民のコンセンサスがなければならないが、町にその必要性を訴える努力が払われていたか甚だ疑問である。</p>	<p>このような状況の中、本町においても、町民一人ひとりの人権を尊重したまちづくりを進めていくため、その基本理念等を定めた条例の制定が必要と判断したものです。</p> <p>ご意見のとおり、人権尊重のまちづくりの実現に本条例の制定が絶対的に必要かという点については、必ずしもそうではない部分もありますが、より一層の人権尊重施策を推進していくためには、条例という形式で宣言することに意義があるものと考えます。</p>
16	<p>自由率直な話し合いで人権尊重のまちづくりを進める。窪川地域では、2002年3月の同和行政終結宣言以来、人権条例によらない自由な意見交換ができる環境作りを土台にした人権と福祉のまちづくりを進めてきています。仮に一部に誤った言動があっても、それを受け入れない地域づくりを基本にして条例制定ではなく教育的指導、説得的で自由率直な話し合いで解決することが望ましい。かつてあったような糾弾的・打撃的手法は許されません。</p>	<p>(次ページへ続きます。)</p>

No.	意見の概要	町の考え方
17	<p>既存の「まちづくり基本条例」と新しい「人権尊重のまちづくり条例」について、四万十町まちづくり条例が平成23年4月1日から施行されています。</p> <p>この基本条例は、第3条で「四万十町の町政に関する基本的原則を定めた最高規範」と位置付け、第4条で「町民は自治の主役であり、主権は町民にあります」と規定し、更に「町民・議会及び町長等是对等の立場」であるとしています。これは明確に日本国憲法前文の「主権が国民に存することを宣言し」ていることを受けた規定です。この基本条例は各条にわたってこの原則が貫かれており、町政に関わる情報の公開、共有、行政への参画・協働がうたわれた主権者たる町民の権利擁護を裏打ちしており、優れた「まちづくり基本条例」であると評価するものです。この見地にたてば新たな「まちづくり」を冠した条例制定ではなく、この基本条例の改正補強により「人権尊重」条例とすることができると考えるものです。</p> <p>そもそも「まちづくり」を冠した条例が複数存することには反対するものです。具体的な条文の改正補強としては、①第2章（基本理念）第4条に「町民の人権を保障するまちづくりを推進します」を加え、②第6章（総合振興計画）の柱に「人権と福祉・共生・多様性が尊重されるまちづくり」を位置づけ、その具体化を進めること、③さらに第6章（意見の反映）第22条を担保するために、新たに「まちづくり審議会」の設置を提案します。</p>	<p>（前ページからの続きです。）</p> <p>次に、まちづくり基本条例の改正等に関するご提案についてお答えいたします。</p> <p>四万十町まちづくり基本条例は、四万十町民が自治を行っていく上での、町民、議会、町の執行機関それぞれのかかわり方、まちづくりの仕組みとして、情報公開、情報共有、町民参画、協働の下に、自治を進めていくための規範を示したものです。</p> <p>この規範の下に、産業、環境、教育、文化、福祉、防災など、分野別の行政施策を展開いたしますが、人権尊重施策についても一つの分野であると考えますので、これら分野別施策を展開するにあたっての基本理念等を定める場合は、四万十町まちづくり基本条例とは別の条例として定めるよう整理しています。</p> <p>このため、今回ご提案をいただきました四万十町まちづくり基本条例の改正等は予定しておりませんので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。</p>
18	<p>人権とは町民全てに関わる問題なので、広く町民に呼びかけ意見を求める必要があり、一度だけのパブリックコメントでは不十分である。憲法の民主的条項や人権条項を普及する努力を町行政が行ってきたとは思えないのだが、にもかかわらず立法事実を示して条例制定の必要性を説明できていないのだから、人権尊重のまちづくり条例制定には反対する。</p> <p>国や県が法律や条令を制定しているからそれにならったというのでは立法事実の開示にはならない。四万十町において人権侵害の事実が明らかであり、条例を制定し、規制または行政的措置がなければ解決できない事実があるならば、明らかにされなければならない。それが立法事実の開示なのである。</p>	

No.	意見の概要	町の考え方
19	<p>個人の差別問題と人権問題は区別してとらえなければならない。</p> <p>憲法第12条は、「国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力によってこれを保持しなければならない」と規定しています。ここでいう「自由及び権利」とは、憲法第3章各条にいう基本的人権であり、平等権、自由権、社会権などを内容とするものです。したがって町民間の差別問題と「人権問題」とは明確に区別して捉えなければなりません。町民間の差別は往々にして個人間のトラブルや誤解から生じるものですから、当事者や関係者の話し合いや説明、説得で解決、解消できるものです。</p> <p>それに対して人権問題は、国や行政機関が国民（町民）の権利を抑圧、侵略することによって生じるものであり、今日的課題でいえば地域主権者としてだれもが安心して暮らせるまちづくり、すなわち日本国憲法が規定する町民の諸権利をどう国や町行政が保障していくかが主題となります。町（行政機関）が町民に対して人権擁護の役割、責任（人権尊重のまちづくりの認識・自覚）を求めること自体が本末転倒です。町民に「互いに尊重し、互いの権利を守る」ことを求め、人権問題を町民間の問題、町民個人の問題に矮小化させてはなりません。</p>	<p>日本国憲法第12条で「この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力によって、これを保持しなければならない。」とあります。また、世界人権宣言の前文で「社会の各個人及び各機関が、この世界人権宣言を常に念頭に置きながら、加盟国自身の人民の間にも、また、加盟国の管轄下にある地域の人民の間にも、これらの権利と自由との尊重を指導及び教育によって促進すること」とあります。</p> <p>人権の尊重について、町が町民の権利として保障していくことはもちろんのこと、町民も自らの権利として守るべきものであるとの認識を深めていただけるよう、啓発活動や学習の機会の確保に努めることが町の責務と考え、条例案として作成したものです。</p>
20	<p>「いじめ」や「家庭内トラブル」が人権問題としてとらえられることがあるが、学校や家庭地域で発生するいじめやトラブルが、すべて必ずしも人権問題とはならない。事実経過を正しく調査し、教育的指導や説得、話し合いで解決できる事例を人権問題と過大にとらえることは戒められなければならない。町民間の対立、監視、摘発が横行する社会になることを危惧するものである。</p>	<p>人権問題とは、人権が侵害される、又は、人権が尊重されない状態であり、国家と個人、社会と個人、個人と個人の間など様々な状況で起こりえます。人権の尊重は、お互いに尊重することであり、たとえ個人の問題であっても相手が苦痛に思うことをしないなど、相手を思いやる心を持つことも大切であると考えます。</p>

No.	意見の概要	町の考え方
21	<p>「人権」は国家権力との、国民の民主主義・権利獲得の闘いによって勝ちとられたものです。「人権」をめぐる闘いは、日本国憲法制定後もしばしば社会問題になりました。それ自体憲法の民主主義、人権条項が国民に定着し、自覚された明かしとみることができですが、国や行政機関、企業による権利侵害の事例は後を絶ちません。特に自由主義政策の展開の中で「自己責任」がいわれ、権力の側が説明責任を果たさず、有効な対策をとらず、国民に犠牲を強いる施策が数多く見られます。また、経済の低迷とコロナ禍で非正規。女性労働者の労働条件の悪化や首切りなどは極めて深刻な事態となっています。中小企業の経営困難、生活者の困窮も限界にきています。この事態を打開するためには、国民が民主主義と人権の尊重を深く自覚し行動することが求められます。自治体（町）は、主権者たる町民の実態を調査把握し、明らかになった人権侵害、抑圧の実態を公開し、国民的議論の中で解決策を見いだすことが大切です。その際、個人情報・秘密の厳守することはいうまでもありませんが、個人情報の保護を名目にして人権侵害や抑圧の事実を無かったことにすることは許されません。事実の公開と町民的議論を促すことによって、人権啓発の機会にすることができるのです。</p>	<p>ご意見として承ります。</p>
22	<p>自分が児童だった時代と比べて、地域や学校に於いて、人の分類化というか分別かというか、が進んでいるように感じます。</p> <p>例えば同じ学校の中で「特殊学級」(この名前にも問題があるとは思いますが)というクラスがあり、やっと歩けるくらいとか、言語障害や知的障害のある子ども達が存在して居る、ということを知っている、学級を超えての交流らしい交流は在りませんでした。が少なくとも日々視野の中にみるという事がありました。が、今はそれすらありません。多様な人との共存する社会を目指す筈が、逆行しているかのようです。この様な環境で成長した人達が将来、どのような社会をつくっていくのか、違う存在を排除する方向に行きはしないのか、危機感すら感じています。もっと意図的に様々な人達が触れ合う機会を作る事が重要かと思えます。</p>	<p>ご意見として承ります。人権尊重施策の具体的な取り組みについては、条例制定後の基本計画の策定時において検討いたします。</p>

No.	意見の概要	町の考え方
23	<p>私たちが生活して行くうえで人権ということが一番大切なことだと思います。昔も今も考え方が全く進んでいないこの人権問題は、人と人が生きてゆくの忘れてはならない、一言で人権と言っても奥深いことだと思うのは私だけではないと思う。いじめ問題も虐待問題も決して他人ごとではない、町、住民みんなの具体的問題だと思います。どんな言葉を選んで言ってもまだまだ根強い問題ばかり。私たちは、もうかなりの年齢になって、後は人任せにという無責任な生き方は許されるものではないと強く思う。人間が心と心を通い合わせて安心して生きて行ける世の中にするためにも、きちんとした条例を作って、差別、貧しい者の区別なく明るい灯をかかげて行ける、この問題に力を入れてくださる人たちに心から感謝します。</p>	<p>ありがとうございます。ご意見として承ります。</p>
24	<p>本条例案の説明会に参加し、素晴らしい条例内容に感動しました。条例のいらない町づくりのために、改めて人権尊重の条例が必要であることの難しさを併せて感じたところでもあります。</p> <p>現在も様々な場面で差別や人権侵害の行為はあります。社会的弱者とされるところに陽の当る条例を目指し、まずは、町行政が人権尊重の認識を十分に理解できる取り組みが求められ、町民誰もが四万十町に生まれ育って良かったと思えるまちづくりを目指す努力を強く願います。</p>	<p>ご意見として承ります。人権尊重社会の実現に向け、引き続き行政としての取り組みを進めてまいります。</p>